

災害医療派遣チーム（「東京DMA T」）運営要綱

平成16年7月22日付16健医救第276号
一部改正平成24年7月2日付24福保医救第205号
一部改正平成25年7月1日付25福保医救第269号
一部改正平成26年10月31日付26福保医救第826号

第1 目的

この要綱は、大震災等の自然災害をはじめ、大規模交通事故等の都市型災害の現場（以下「現場」という。）へ出場し、消防隊等と連携して多数傷病者等に対して救命処置等の活動を行う災害医療派遣チーム「東京DMA T（Disaster Medical Assistance Team）」（以下「東京DMA T」という。）の編成及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 編成

- 1 東京都知事（以下「知事」という。）は、東京DMA Tの編成につき、協力する病院を東京DMA T指定病院として指定する（以下「指定病院」という。）。
なお、知事は、次の東京都災害拠点病院のうち、東京消防庁との連携体制を整え、東京DMA Tの活動に協力することができる病院より指定病院の選定を行う。
 - (1) 救命救急センターを有する病院又はこれに準じた機能を有する病院
 - (2) その他知事が必要と認める病院
- 2 知事は、前項による指定をしたときは、指定病院に対して別記様式第1号による指定証を交付する。
- 3 指定病院は、要請があった際、東京DMA Tを迅速に編成し、確実に出場できるよう、必要な隊員数を確保するなど、体制を整備するものとする。
- 4 指定病院は、東京DMA T隊員として登録されている者から、1チームあたり医師1名、看護師等2名の計3名を基準として、東京DMA Tを編成する。チームには、被災現場において医師及び看護師等の医療スタッフが最大限に能力を発揮し、チームの役割が果たせる環境を提供するため、業務調整員を含めることが出来る。
- 5 東京消防庁は、東京DMA Tを現場へ搬送し、また、現場で活動支援を行うため、東京消防庁東京DMA T連携隊（以下「連携隊」という。）を編成する。連携隊の運用等について必要な事項は、東京消防庁が別に定める。
- 6 東京DMA Tは連携隊と一体的に活動することを原則とする。

第3 隊員登録

- 1 知事は、指定病院から隊員候補として推薦を受けた者等に対し、知事が指定する研修を受講させる。
- 2 知事は、研修を修了した者のうち、東京DMA T運営協議会が認定した者を東

京DMA Tの隊員（以下「隊員」という。）として、別記第2号様式により登録する。

- 3 知事は、登録された者に対し、別記第3号様式による登録証を交付する。
- 4 指定病院は、所属する隊員の登録証の記載事項に変更が生じた場合、別記第4号様式により、知事に申請を行う。
- 5 登録証の有効期限は、発行した年度を含めた3年度間とする。有効期限満了時は、別に定める更新手続きを行う。

第4 出 場

1 都内の局所災害に出場する場合

(1) 出場に関する事務

知事が行う東京DMA Tの出場に関する事務については、東京消防庁指令室（以下「指令室」という。）が代行する。

(2) 要請基準

ア 傷病者がおおむね20人以上発生した場合又は救急隊がおおむね10隊以上運用される場合

イ 重症者2名以上又は中等症者10名以上の負傷者等が発生し、迅速に医療機関に搬送できない場合、又はその可能性があると指令室若しくは現場に出場した消防隊が判断した場合

ウ 傷病者が1名以上発生し、救助に時間を要するなど迅速に医療機関に搬送できない可能性があり、東京DMA Tが出場し対応することが効果的であると指令室若しくは現場に出場した消防隊が判断した場合

エ その他、東京DMA Tが出場し対応することが効果的であると指令室又は現場に出場した消防隊が判断した場合

(3) 出場要請

ア 知事は、(2)要請基準ア、イに該当する事案が発生した場合は、指定病院に対して東京DMA Tの出場要請を行う。

イ 知事は、(2)要請基準ウ、エに該当する事案が発生した場合は、指定病院に対して東京DMA Tの出場可否等を確認したのち、東京DMA Tの出場要請を行う。

ウ 指定病院の長は、知事から出場要請を受けた場合、東京DMA Tを出場させる。

エ アに基づく要請の場合は、原則として、チーム単位で出場しなければならない。ただし、イに基づく要請の場合は、この限りでない。

(4) 活動原則

ア 東京DMA Tは、東京消防庁の現場指揮本部の指揮下において、消防隊等により安全が確保された範囲で活動する。

イ 現場で救出救助された傷病者に対するトリアージ及び必要な救命処置等を実施し、重症度に応じた搬送の優先順位など消防隊等に対して医学的見地からの助言を行う。

ウ 同一の災害現場において複数の東京DMA Tが活動する場合は、原則とし

て最先着した東京DMA Tが、現場指揮本部長に対して医学的見地からの助言を行う。

エ 同一の活動場所において複数の東京DMA Tが活動する場合は、原則としてその活動場所に最先着した東京DMA Tが、その現場責任者に対して医学的見地からの助言を行うとともに、後着した東京DMA Tとの連携に務める。

(5) 活動報告

出場した東京DMA Tは、別記第5号様式により活動内容を速やかに知事に報告する。

(6) 事前の出場可否確認

知事は、(2)要請基準ア、イに該当する事案が発生した場合、(3)出場要請をまだ行っていない指定病院に対して、あらかじめ東京DMA Tの出場可否の確認を行うことが出来る。

(7) 助言要求

知事は、東京都災害医療コーディネーターの助言を求めることが出来る。

2 都内の大規模地震災害等に出場する場合

東京都内において大規模地震災害等が発生した場合の必要な事項は、別に定める。

3 NBC災害現場に出場する場合

東京都内において、NBC災害が発生した場合の必要な事項は、別に定める。

4 都外に出場する場合

東京都外において大規模な災害が発生し、東京DMA Tを派遣する場合の必要な事項は、別に定める。

第5 装備品

1 現場に携行する医療資器材、被服、保護帽、衛星携帯電話等の装備品は、知事が整備する。

2 知事は、東京DMA Tが長時間の自己完結型の活動を行えるようにするために、指定病院に東京DMA Tカーを配備する。

3 東京DMA Tカーは、原則として、指定病院の長が知事から要綱第4の2及び第4の4に基づく出場要請を受けた場合、使用する。

4 装備品の内容及び管理については、別に定める。

第6 技能維持

1 訓練等への参加

指定病院は、隊員の技能や資質の向上を図るため、訓練等への参加に努めるものとする。

2 研修の実施

指定病院は、隊員の技能や資質の向上を図るため、院内研修の実施に努めるものとする。

3 国の研修への参加

指定病院は、厚生労働省が主催する日本DMA T広域医療搬送研修を受講した

チームを1チーム以上保有するよう努めるものとする。

第7 换 償

- 1 東京DMA Tが現場や訓練等に出場した際ににおける事故等に対応するため、知事は、隊員の傷害保険に加入する。
- 2 指定病院は、東京DMA Tの出場中に事故等不測の事態が発生した場合は、速やかに知事に報告する。

第8 委 任

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、福祉保健局長が別に定める。

附 則

この要綱は平成16年7月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成24年7月2日付24福保医救第205号）

この要綱は決定の日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

附 則（平成25年7月1日付25福保医救第269号）

この要綱は決定の日から施行する。

附 則（平成26年10月31日付26福保医救第826号）

この要綱は決定の日から施行する。